

(資料2) 4期計画における重点施策及びその内容(宍道湖)

重点施策	内 容	備 考																																					
(1) 下水道の普及促進等従来施策の継続実施	<p>湖沼の水質保全の基本は、流入負荷量の削減であるので、今後とも下水道等の排水処理施設の整備を促進する。            なお、浄化槽については、窒素の高度処理型を1,861基整備する。</p> <table border="1" data-bbox="651 368 1547 683"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成15年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">下水道</td> <td>処理人口(千人)</td> <td>150.9</td> <td>176.3</td> </tr> <tr> <td>普及率(%)</td> <td>5.5</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>費用(百万円)</td> <td>24,407</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農業集落排水施設</td> <td>処理人口(千人)</td> <td>38.6</td> <td>48.1</td> </tr> <tr> <td>普及率(%)</td> <td>1.4</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>費用(百万円)</td> <td>11,118</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">浄化槽</td> <td>設置基数(基)</td> <td>4,203</td> <td>7,983</td> </tr> <tr> <td>処理人口(千人)</td> <td>15.8</td> <td>29.9</td> </tr> <tr> <td>普及率(%)</td> <td>6</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>費用(百万円)</td> <td>4,617</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			平成15年度	平成20年度	下水道	処理人口(千人)	150.9	176.3	普及率(%)	5.5	6.4	費用(百万円)	24,407		農業集落排水施設	処理人口(千人)	38.6	48.1	普及率(%)	1.4	1.7	費用(百万円)	11,118		浄化槽	設置基数(基)	4,203	7,983	処理人口(千人)	15.8	29.9	普及率(%)	6	1.1	費用(百万円)	4,617		<p>流域下水道            流域関連公共下水道            特定環境保全公共下水道            単独公共下水道            農業集落排水施設            コミュニティプラント            浄化槽</p>
		平成15年度	平成20年度																																				
下水道	処理人口(千人)	150.9	176.3																																				
	普及率(%)	5.5	6.4																																				
	費用(百万円)	24,407																																					
農業集落排水施設	処理人口(千人)	38.6	48.1																																				
	普及率(%)	1.4	1.7																																				
	費用(百万円)	11,118																																					
浄化槽	設置基数(基)	4,203	7,983																																				
	処理人口(千人)	15.8	29.9																																				
	普及率(%)	6	1.1																																				
	費用(百万円)	4,617																																					
(2) 湖沼等の浄化対策の推進	<p>湖岸域の環境改善を行い、自然の自浄機能を回復させる施策を推進する。</p>	<p>ヨシ原、浅場の造成            河口域対策</p>																																					
(3) 非特定汚染源負荷対策の強化	<p>山林、農地、市街地等から流出する非特定汚染源負荷の削減対策について、各事業ごとにできる限り事業量の数値目標を設定して取り組む。            また、各事業の汚濁負荷削減効果の把握等については、関係機関が連携して引き続き調査研究に努める。</p>	<p>側条施肥田植機の普及            化学肥料の減肥            肥効調節型肥料の利用促進            道路路面及び道路側溝等の清掃            森林の適正管理(植林、間伐等)            治山、砂防施設の建設            河川改修に伴う底泥しゅんせつ            河道内のヨシ等の刈り取り</p>																																					
(4) 住民と行政の協働による湖沼環境保全活動の推進	<p>行政はもとより、流域の住民やNPO、事業者等が緊密に連携しながら計画の推進を図るため、広報啓発活動等により、水質汚濁の状況、本計画の趣旨、内容等の周知徹底を図る。            また、湖辺や各地域での美化活動等、地域住民も湖沼環境の保全に積極的に取り組むことができるよう、住民組織等の育成、支援を行う。            さらに、地域住民による湖沼及び流入河川の環境監視を継続して行うとともに、その結果を公表して湖沼環境への関心を高める。</p>	<p>しまね環境基金の活用            みんなで守る宍道湖環境保全事業(仮称)            小中学生等による流入河川水質調査            五感による湖沼環境の定期調査            宍道湖ヨシ再生プロジェクトの推進            環境学習の推進</p>																																					
(5) 調査研究の推進	<p>宍道湖、中海の水質汚濁機構は未解明な部分が多く、施策の効果が水質改善に反映されにくい原因について、引き続き検証を進めるとともに、今後とも関係機関が連携して、より効果的な水質保全対策について調査研究を進める。</p>	<p>新たな施策構築等のための検討会            市街地負荷に係る研究            貧酸素水塊対策の検討 等</p>																																					